

令和2年度

公益財団法人生涯学習かめおか財団

第2回 評議員会  
議事録

公益財団法人生涯学習かめおか財団

公益財団法人生涯学習かめおか財団  
令和2年度第2回評議員会議事録

- 1 日 時 令和2年8月31日(月)  
午後1時30分から午後2時10分
- 2 場 所 ガレリアかめおか大広間
- 3 評議員現在数 15名
- 4 出席評議員数 10名  
(本人出席) 浅田信仁 神先宏彰 木村好孝  
工藤和之 渋谷幸雄 田中秀門  
林 昭 林 恵子 益田也寸子  
古林峰夫  
(欠 席) 荒木 真 鎌田雄一郎 黒田賢次  
森 照子 渡邊栄実子  
(出席理事) 井上満郎理事長  
前田逸郎副理事長  
山本善也常務理事  
(欠席監事) 垣岡 治 平田利男  
(事務局) 事務局長 広瀬 満  
企画総務部長(兼務) 山本善也  
総務会計課長 野田育代  
企画課長 井尻浩嗣  
運営課長 西岡正志
- 5 会議に付した事件  
第1号議案 公益財団法人生涯学習かめおか財団理事の選任について  
報告第2号 公益財団法人生涯学習かめおか財団の運営方針について(次  
期指定管理者制度に係る新法人の申請について)

## 6 議 事

事務局長 本日は、皆様方公私共何かとご多用のなか、生涯学習かめおか財団の令和2年度第2回評議員会にご出席いただき大変ありがとうございます。

本日、御就任いただき初めてご出席いただきました、評議員様をご紹介させていただきます。

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰様、社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会会長 木村好孝様、亀岡市社会教育委員会議議長 工藤和之様、亀岡市老人クラブ連合会会長 林昭様でございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、本日はご欠席ですが、亀岡ロータリークラブ会長 荒木真様、亀岡PTA連絡協議会会長 黒田賢次様、亀岡市医師会会長 鎌田雄一郎様、国際ソロプチミスト亀岡会長 森照子様、亀岡商工会議所女性会会長 渡邊栄実子様にも御就任いただいております。

本日の評議員会の開催については、定款第17条の規定に基づき、過日8月20日の第2回理事会において決議されました。

また、本日の報告としております公益財団法人生涯学習かめおか財団の運営方針について（次期指定管理者制度に係る新法人の申請について）承認されておりますことを報告いたします。

本日の評議員会に係る提出議案及び資料につきましては、お手元に配布いたしております。（資料説明）

まず、会議に際しまして、理事長よりご挨拶をお願いします。

井上理事長よりお願い致します。

（理事長あいさつ）

事務局長 ありがとうございます。

事務局長 それでは会議に入ります。

日程第1、評議員会の議長の選出についてですが、定款第18条の規定により、出席されている評議員から選出することになっています。

事務局より 田中秀門様を指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  
(異議なし)

それでは、田中秀門様よろしく申し上げます。

議 長 (評議員 田中秀門)  
本日は、皆様方には、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。  
本日の会議につきましては、団体代表者様の交替等により理事の選任につきまして、ご審議いただきます。適切なるご決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に、会議の出席状況につきまして事務局より報告願います。

事務局長 会議の出席状況について報告します。  
評議員総数15名中、10名のご出席をいただいております。  
本日の会議は評議員の過半数の出席をいただいておりますので、定款第19条第1項の規定の定足数に達しておりますことを報告します。

議 長 日程第2、議事録署名人の指名を行います。  
議事録署名人につきましては、これまでどおり、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(異議なし)

議 長 ご異議がございませんので、木村好孝様、古林峰夫様のお二人を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

議 長 次に日程第3、第1号議案、公益財団法人生涯学習かめおか財団理事の選任についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局長 財団理事の奥村邦夫様から辞任したい旨の申し出がありました。つきましては、財団理事は定款第22条第1項の規定に基づき、評議員会において選任すると定められております。  
後任の理事として亀岡市観光協会副会長 木戸邦考様を理事として選任することについての承認を求めるものです。尚、木戸様からは就任の内諾をいただいております。  
(任期は前任者の残任期間とし、令和2年8月31日から令和3年に開催する

定時評議員会終結時まで)

- 議 長 事務局からの説明は以上のとおりです。  
第1号議案につきまして、ご質疑・ご意見ございませんか。
- 議 長 ないようですので、これよりお諮りいたします。  
第1号議案、公益財団法人生涯学習かめおか財団理事の選任について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手であります。  
よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。
- 議 長 次に、日程第2 報告第2号 公益財団法人生涯学習かめおか財団の運営方針について（次期指定管理者制度に係る申請について）事務局から報告をお願いします。
- 企画総務部長 生涯学習かめおか財団は市民の生涯学習また協働のまちづくりを推進する団体として平成2年に設立、平成24年から公益財団法人になっております。設立以来今日まで三大シンボル講座等の講演会、また国際交流協会の事務局として多文化共生事業の取り組み等の多様な生涯学習事業を展開し、平成10年ガレリア開館とともに施設の管理運営を担ってきました。平成18年度からは指定管理者制度が導入され、生涯学習かめおか財団が指定管理者として指定を受け現在も運営管理を行っております。令和2年度が4期目の最終年度を迎える中で、次期指定管理に向けてガレリアかめおかの在り方と併せ、当施設の管理運営に大きな関わりを持つ亀岡コンベンションビューロー、ビューローとは、亀岡に有する資源を生かして、市内外の会議、イベントの誘致、開催支援等を行うことによって、地域の活性化、文化の向上を目的に平成10年に設立された団体であり、財団とビューローの在り方についても関係者と協議を重ねてまいりました。その中で、ガレリアかめおかは多様な機能を有する施設ではありますが、十分に機能を発揮出来ていないのではないかとこの部分も含めて、財団とビューローをよりよい形で生かしていくにはどのようにすればよいか議論を重ねてきました。財団では、生涯学習、交流活動に繋がる自主事業を含めた事業展開を図ってきたわけですが、施設の利用状況からすると、この施設の十分な活用には至らないのではないかと考えています。その要因として財団は公益法人であるが故に収益事業の実施等に課題を有していること、ビューローにおきましては人員体制が弱く一部の

事業実施に留まっているという課題を抱えています。課題を解決するためには、2つの組織が能力発揮できるような組織体制に再編することで、利用者の利便性と満足度の向上を図ることが可能となり、ガレリアかめおかの施設機能が生かせるコンベンションの誘致、開催支援、そうしたことによって住民交流の促進や賑わいの創出、施設の利用率も高めていけると考えています。改正案にある施設管理と利用者サービスが一体的に提供できる新組織として「一般社団法人かめおかコンベンションビューロー」を立ち上げて施設の管理運営と利用者サービスを提供していきたいと考えております。現時点では、この法人は設立されていないので、財団とビューローが共同事業体として指定管理者の指定申請を行っているところです。これによって、生涯学習かめおか財団は生涯学習事業に特化して事業を実施して行くこととなりますが、令和元年度に策定された「第三次亀岡市生涯学習推進基本計画」に沿って、指定管理者ともこれまで通り連携を図る中で、市民の生涯学習活動が更に推進できるよう財団の持つノウハウや経験を生かした事業展開を図っていききたいと考えています。

- 議 長 事務局からの説明は以上のとおりであります。ご質疑ありませんか。
- 浅田評議員 青年会議所でもよく利用させていただいていますが、ビューローと財団が1つになる事により窓口が1つになるということは大変ありがたい。利用料や予約方法など利用の仕方に変更があれば教えてほしい。また、窓口が1つになることもメリットの1つですが、他に考えておられるメリットを教えてください。
- 企画総務部長 利用料金について、施設の稼働率により料金見直しを図り、また季節料金を廃止し年間を通して同一の料金とします。一般社団法人になることにより収益事業の幅が広がり、コンベンション等の誘致、広報宣伝を含め、新たな住民活動などこの施設がより賑わい活用され利用者が増えるという点がメリットです。
- 木村評議員 指定管理者として最終年度になるということで、次年度は組織に大きな変更があるわけですが、法人設立に向けてのスケジュールと役員、職員、財団の組織等がどのように変わるのが現時点でわかる範囲でいいので教えてください。
- 企画総務部長 指定管理者の申請については、締切日であった8月26日に財団とビューローの共同事業体で申請書を提出したところです。今後、市の選定会議を経て

議会の議決を経て選定される予定です。選定を受け、令和3年2月頃の新法人設立に向けてすすめていきたいと思っております。会員については、正会員としては亀岡商工会議所、(一社)亀岡市観光協会、(公財)生涯学習かめおか財団、亀岡市の4団体、賛助会員は現在ビューローの会員となっている55団から正会員以外は賛助会員という形で参画をいただきたいと思っております。組織については、社員総会を筆頭に執行組織として理事、その中に理事長、副理事長、専務理事、理事、事務局という体制を考えています。職員については、今まで施設の管理運営を担ってきた財団職員の経験、能力が必要になってくるので、財団職員の半数が新法人へ在籍出向という身分を保証した形で出向することになります。

林評議員 ガレリアの施設は大きく、周囲はガラス張りの建物ですが、今後大きな台風等が来た場合、施設の的に大丈夫なのか、施設管理点検、安全上のことについてお聞かせ願います。

企画総務部長 施設管理の関係においては、ガレリアも建設から20年経過している中で、劣化がすすんでいる部分もあります。設備備品等で法令に定められているものはそれに基づいて点検整備を行っています。大規模修繕は市と調整、協議しながら計画的にすすめています。ガラスについては台風でも十分に耐えられますが、現時点で雨漏りが一番大きな課題となっています。それについても現在市と調整して計画的に対応できるように努めているところです。

古林評議員 一般社団法人が設立することにより、新法人の評議員はどのようなのでしょうか。

企画総務部長 財団の評議員は現状のまま、今後も生涯学習事業に関してご審議いただき、また、ビューローの移行について調整中ですが、現段階のものを新しい法人に移行する方向で、理事会を開催し定款を審議いただき承認を経ていく形になっていく予定です。

木村評議員 財団の定款第4条第6項に生涯学習施設の管理運営業務とあるが、新法人が指定管理者となった場合、財団の定款を変更する必要があると思います。その定款変更に関するスケジュールを教えてください。

企画総務部長 選定については、12月議会に提案、承認が得られれば、4月から管理者となります。定款の変更については、財団は直接的には管理運営には携わらないが、財団の身分を有した職員が一部在籍出向という形で施設管理に携わっ

ていくことになるので、間接的に携わることで定款の変更が必要かどうかを京都府と調整しており、変更が必要であれば、3月の評議員会においてご審議いただきたいと考えております。

議長 他に質問がないようですので、公益財団法人生涯学習かめおか財団今後の運営方針について（次期指定管理者制度に係る新法人の申請について）、次期指定管理者となれば、この様な新たな形でスタートすることになりますが、今後とも財団と新法人にご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、本日の評議員会の日程は全て終了いたしました。  
皆様方のご理解とご協力により円滑なる議事進行ができましたことに厚くお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

事務局長 慎重にご審議いただきありがとうございました。  
最後に、副理事長より閉会のお言葉を頂戴いたしたいと存じます。  
前田副理事長よろしくお願いします。

副理事長 閉会のあいさつ

事務局長 これを持ちまして、評議員会を終了させていただきます。  
本日は、誠にありがとうございました。

以上

定款第20条第2項の規定に基づき署名押印する

令和2年8月31日

公益財団法人生涯学習かめおか財団 評議員会

議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印